

○緊急自動車運転資格審査実施要領の制定について

〔 令和 4 年 5 月 1 3 日 〕  
〔 例規甲（免試）第 1 6 号 〕

別添

緊急自動車運転資格審査実施要領

第 1 趣旨

この要領は、山梨県公安委員会が行う道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）第 1 5 条の 2 の規定に基づく、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車に対する緊急自動車の運転資格の審査（以下「審査」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 審査の対象者

審査の対象は、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 8 5 条第 5 項、第 6 項、第 7 項、第 8 項、第 9 項又は第 1 0 項に定める年齢又は免許を受けていた期間（以下「免許経験年数等」という。）に達しない者で、緊急自動車を緊急用務のため運転しようとするものとする。

第 3 審査の申請

1 審査の申請は、緊急自動車の使用の本拠地が山梨県内にあって審査を受けようとする者（以下「受審者」という。）が、緊急自動車の使用者（道路交通法施行令（昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号）第 1 3 条に定める使用者をいう。以下同じ。）を通じて緊急自動車運転資格審査申請書（第 1 号様式）を交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）を経由して山梨県公安委員会に提出するものとする。

2 運転免許課長は、審査の実施日ごとに緊急自動車運転資格審査名簿（第 2 号様式）を作成するものとする。

第 4 審査日の指定

審査の日時は、申請に基づき運転免許課長が指定するものとする。

第 5 審査の場所

審査は、山梨県公安委員会の運転免許試験場の場内コースにおいて行うものとする。

第 6 審査のコース

大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車の審査コースは、1 種類とする。

第 7 審査用自動車

審査に用いる自動車は、審査用自動車の基準（別表第 1）によるものとする。

第 8 審査の内容及び実施

## 1 審査の内容

審査の内容（別表第2）のとおりとする。

## 2 審査は、次の事項に留意して実施するものとする。

- (1) 他の技能試験と同時に並行して行わないこと。
- (2) 審査担当の試験官は、あらかじめ審査に関する教養を受けた者の中から運転免許課長が指定すること。
- (3) 試験官及び受審者には、乗車用ヘルメットを着用させること。
- (4) 審査時には、次番の受審者を同乗させないこと。
- (5) 審査開始前、受審者に対して次の事項について指示すること。
  - ア 審査中における事故防止上の留意事項
  - イ 審査の内容
  - ウ 審査の判定及び中止
  - エ 審査コースの走行順路（実演走行は省略することができるものとする。）
- (6) 受審者の服装が運転に不適當な場合には、審査を延期すること。
- (7) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車（以下「自動二輪車」という。）の審査は、普通自動車又は自動二輪車で追尾して行うこと。
- (8) 審査を終了した者に対しては、審査結果に基づき必要な指導をすること。

## 第9 審査の判定

### 1 審査の不合格及び中止

審査の内容の履行条件のいずれかを履行できなかつた者又は次のいずれかに該当した者は不合格とし、これらの不合格事由の生じた時点で審査を中止することができるものとする。

- ア 右側通行をした者
- イ 脱輪をした者
- ウ 転倒をした者
- エ 試験官が危険防止のため補助した者

### 2 合否の判定

前項の不合格事由なしに全課題を履行した者について、合否の判定を行うものとする。

### 3 判定結果の記録

判定の結果は、緊急自動車運転審査判定表（別表第3）に記録するものとする。

## 第10 運転免許証への記載等

- 1 審査に合格した者については、その者の運転免許証の備考欄の最下段に「緊急車（中型）運転可○年○月○日山梨県公委」の例による記載を行うとともに、申請書にその旨を記録しておくものとする。

なお、AT車を使用して審査に合格した者については、AT車以外の自動車（以下「MT車」という。）である緊急自動車を緊急用務のために運転することはできず、運転免許証の備考欄の最下段には「緊急車（普通（AT車に限る））運転可○年○月○日山梨県公委」の例による記載を行うものとする。この場合において、たとえ当該緊急自動車に対応する免許に付されているAT車に限る旨の条件が解除されたとしても、免許経験年数等に達するまでの間又は改めてMT車を使用して審査に合格するまでの間は、MT車の当該緊急自動車を緊急用務のために運転することはできないことに留意すること。

- 2 審査に合格した者が運転免許証の再交付や免許の種類追加又は免許更新による交付を受けて1の記載を必要とする場合は、山梨県公安委員会において事実を確認の上、この記載を行うものとする。この場合において、その者が他の公安委員会の審査を受けた者であるときは、その者に係る緊急自動車の使用者を通じて緊急自動車運転資格記載申請書（第3号様式）を提出させ、他の公安委員会に電話等で審査の事実を確認の上、「緊急車（中型）運転可○年○月○日○公委」の例（○公委とは、審査した都道府県の公安委員会のことをいう。）による記載を行うものとする。
- 3 山梨県内に住所地を有し、かつ、審査を受けていない者で緊急自動車を緊急用務のために運転する資格を有するものが運転免許証にその旨の記載を必要とする場合は、その者を審査した公安委員会に対し、その者に係る緊急自動車の使用者を通じて緊急自動車運転資格記載申請書を提出させ、事実を確認の上、「緊急車（普通・大自二）運転可（無審査）○年○月○日山梨県公委」の例による記載をするものとする。

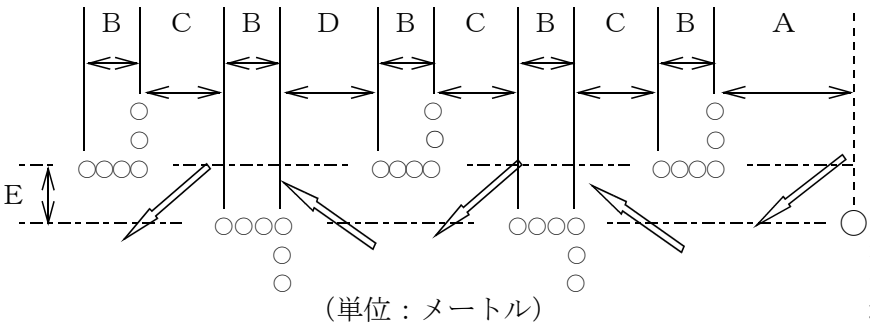
別表第1

## 審査用自動車の基準

運転しようとする緊急自動車	審査用自動車	備考
大型自動車	最大積載量10トン以上で、長さが11メートル以上12メートル以下、幅が2.4メートル以上2.5メートル以下、軸距が6.9メートル以上7.2メートル以下の車軸を3軸以上有する大型自動車	原則として、補助ブレーキを有するものであること。
中型自動車	最大積載量5トン以上6.5トン未満で、長さが7メートル以上8メートル以下、幅が2.25メートル以上2.5メートル以下、軸距が4.1メートル以上4.4メートル以下の中型自動車	
準中型自動車	最大積載量2トン以上4.5トン未満で、長さが4.4メートル以上4.9メートル以下、幅が1.69メートル以上1.8メートル以下、軸距が2.5メートル以上2.8メートル以下、前輪輪距が1.3メートル以上の準中型自動車	
普通自動車	長さが4.4メートル以上4.9メートル以下、幅が1.69メートル以上1.8メートル以下、軸距が2.5メートル以上2.8メートル以下、輪距が1.3メートル以上の普通自動車	
大型自動二輪車	総排気量が0.700リットル以上の大型自動二輪車 (当分の間、AT車にあつては、総排気量0.600リットル以上のもの)	
普通自動二輪車	総排気量が0.300リットル以上の普通自動二輪車	
小型限定普通自動二輪車	総排気量が0.090リットル以上0.125リットル以下の普通自動二輪車	

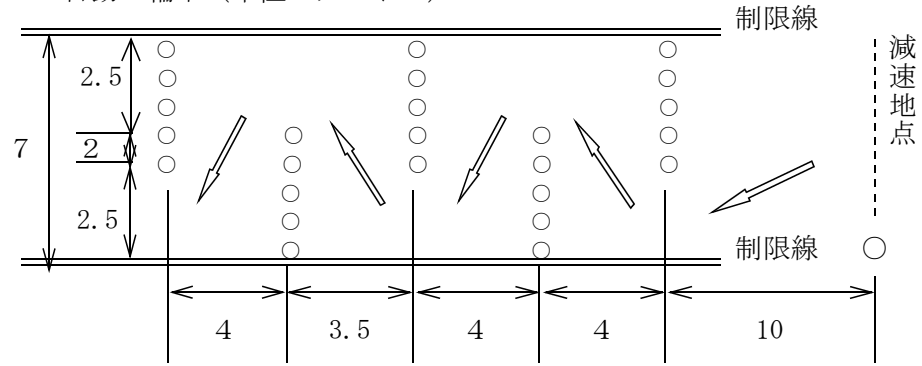
別表第2

審査の内容

課題		課題の設定	課題の履行条件	回数																																						
幹線コース及び周回コースの走行	周回コース	外回りとする。																																								
	指示速度による走行	周回コースに区間を指定するとともに、その区間において達すべき合理的な速度を指示する。	指定区間内では、指示速度に達するよう走行すること。	1																																						
	周回カーブの走行	指示速度による走行の直後のカーブを含め、周回コースの4箇所のカーブを指定する。	安定したブレーキ操作及びハンドル操作をすること。	4																																						
	交差点の右左折	1 右左折は、明確な進路変更を行うことができる道路幅員及び区間を設定して行わせる。 2 交差点の信号機の灯火は消灯する。	進路変更及びこれに伴う安全確認、合図並びに右左折に伴う合図、安全確認及び徐行をすること。	右左折各2																																						
	指定場所における一時停止	一時停止は、右左折の課題とする交差点以外の場所で行わせる。	停止線の直前での停止及び交差点の安全確認をすること。	2																																						
障害物間の通過		<p>1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車</p>  <p>(単位：メートル)</p> <table border="1" data-bbox="510 1181 1265 1453"> <thead> <tr> <th>種別 \ 区間</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>中型自動車</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>準中型自動車</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	種別 \ 区間	A	B	C	D	E	大型自動車	10	3	12	11	1	中型自動車	10	3	8	7	1	準中型自動車	10	3	6	5	1	<p>1 減速地点の直前のギア及び速度は次のとおりとすること。ただし、AT車については、チェンジレバー等をDの位置とし、ギアの指示はしないこととする。</p> <table border="1" data-bbox="1388 922 1937 1268"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>ギア</th> <th>速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車</td> <td>4速</td> <td rowspan="5">おおむね時速40キロメートル</td> </tr> <tr> <td>中型自動車</td> <td>4速</td> </tr> <tr> <td>準中型自動車</td> <td>4速</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>4速</td> </tr> <tr> <td>自動二輪車</td> <td>4速以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 指示したギア及び速度でない場合は、1回に限りやり直しさせること。</p> <p>2 障害物の間を通過し終わるまで障害物に接触し、又は停止(エンストを含む。)しないで走行すること。</p>	種別	ギア	速度	大型自動車	4速	おおむね時速40キロメートル	中型自動車	4速	準中型自動車	4速	普通自動車	4速	自動二輪車	4速以上	1
種別 \ 区間	A	B	C	D	E																																					
大型自動車	10	3	12	11	1																																					
中型自動車	10	3	8	7	1																																					
準中型自動車	10	3	6	5	1																																					
種別	ギア	速度																																								
大型自動車	4速	おおむね時速40キロメートル																																								
中型自動車	4速																																									
準中型自動車	4速																																									
普通自動車	4速																																									
自動二輪車	4速以上																																									

普通自動車	10	3	6	5	1
-------	----	---	---	---	---

2 自動二輪車 (単位:メートル)



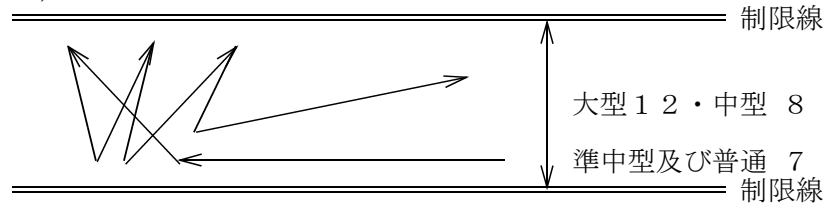
3 上記コースの条件

- (1) 障害物はロードコン (高さおおむね0.7メートル) を用いて設け、その間隔はロードコンの中心までを1メートルとする。
- (2) 減速地点には、目標物としてロードコンを設けるものとする。
- (3) 制限線は、コースの縁石をもってあてることができる (以下「直進路における転回」においても同じ。)

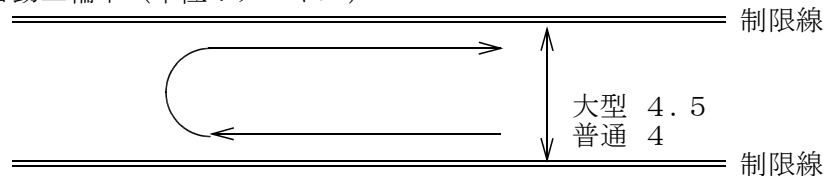
3 自動二輪車は、両側の制限線の内側を足をつかずに走行すること。

直進路における転回

1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車 (単位:メートル)



2 自動二輪車 (単位:メートル)



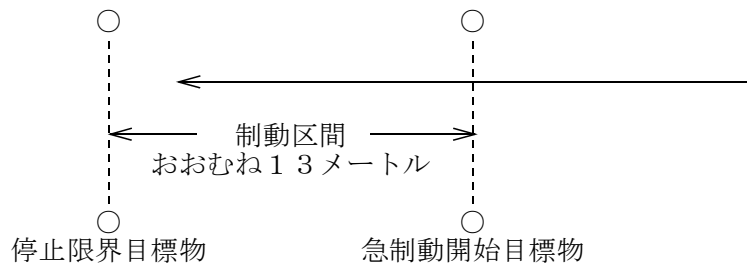
1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車は、両側の制限線の内側で3回以下の切り返しによって転回すること。

2 自動二輪車は、制限線の内側で片足を1回つき、停止しないで転回すること。

3 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車は切り返しの都度、自動二輪車は転回するとき、後方の安全確認をすること。

1

急 停 止



- 1 周回コース等に目標物を数箇所設け、審査を受ける者に対してあらかじめ目標物を特定せず、試験官の指示によって停止させる。
- 2 路面上には目標線などの標示は設けないものとする。

1 この課題を行うときのギア及び速度は次のとおりとすること。ただし、AT車については、チェンジレバー等をDの位置とし、ギアの指示はしないこととする。

種 別	ギ ア	速 度
大型自動車	4 速	おおむね時速 40キロメー トル
中型自動車	4 速	
準中型自動車	4 速	
普通自動車	4 速	
自動二輪車	4 速以上	

(注) 指示したギア及び速度でない場合は、1回に限りやり直しさせること。

- 2 横振れして停止しないこと。
- 3 制動区間を超過しないこと。

1

別表第3

緊急自動車運転審査判定表

審査担当者 印

種類		番号		氏名		実施日	年 月 日	総合判定	合・否
----	--	----	--	----	--	-----	-------	------	-----

課 題		観 察 事 項			判 定	
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	不 到 達			○	×
	周回カーブの走行	ブレーキ不安定 ① ② ③ ④	ハンドル不安定 ① ② ③ ④		○	×
	交差点の右左折	安全不確認 ①(右) ②(右) ③(左) ④(左)	合図不履行 ①(右) ②(右) ③(左) ④(左)		○	×
		変更不履行 ①(右) ②(右) ③(左) ④(左)	徐行不履行 ①(右) ②(右) ③(左) ④(左)			
指定場所における一時停止	不停止（出過ぎを含む。） ① ②	不確認 ① ②		○	×	
障害物間の通過	四輪	停止（エンストを含む。） 障害物接触 やり直し			○	×
	二輪	停止（エンストを含む。） 障害物接触 足つき	制限線接触 やり直し		○	×
直線路における転回	四輪	後方不確認 ① ② ③	制限線接触  規定外切り返し		○	×
	二輪	停止（エンストを含む。） 後方不確認 制限線接触	踏み替え		○	×
急 停 止	横振れ	区間超過	やり直し		○	×
そ の 他	右側通行	脱輪	転倒	試験官補助		



第1号様式

緊急自動車運転資格審査申請書																
年 月 日																
山梨県公安委員会 殿																
氏 名						生年月日						年 月 日				
住 所																
審査に係る 緊急自動車の種類			大 型 ・ 中 型 ・ 準 中 型 ・ 普 通 ・ 大 自 二 ・ 普 自 二 ・ 小 型 二 輪													
			M T 車 ・ A T 車													
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会		公安委員会													
	交 付 年 月 日		年 月 日			有効期限			年 月 日							
	免 許 証 番 号		第			号										
	第一種	二・小・原	年 月 日													
	免 許	そ の 他	年 月 日													
	第 二 種 免 許		年 月 日													
	免 許 の 種 類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特 ・ 原 付	牽 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	牽 引 二
	免 許 の 条 件															
緊急自動車の使用者			所 在 地													
			職 名													
			氏 名													

備考 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類は、該当するものを○で囲むこと。

緊急自動車運転資格審査名簿

実施日：                      年              月              日

番号	種類	技能	判定	氏名 生 年 月 日	免許番号	備考

備考 「技能」欄には、緊急自動車運転審査判定表に基づき「良」若しくは「否」又は「中止」と記載すること。

第3号様式

緊急自動車運転資格記載申請書																						
山梨県公安委員会 殿												年	月	日								
氏 名						生年月日			年			月			日							
記載申請の理由			* 運転免許を受けていた期間が法定期間に達しているため * 運転免許証を再交付したため * その他 ( )																			
審査合格年月日			年			月			日													
審査公安委員会			公安委員会																			
緊急自動車の種類			大型・中型・準中型・普通・大自二・普自二・小型二輪																			
			MT車 ・ AT車																			
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会		公安委員会																			
	交付年月日		年			月			日			有効期限		年			月			日		
	免許証番号		第									号										
	第一種	二・小・原	年			月			日													
	免許	その他	年			月			日													
	第二種免許		年			月			日													
	免許の種類		大	中	準	普	大	大	普	小	牽	大	中	普	大	牽						
	免許の条件		型	型	中	通	特	自	自	特・原付	引	二	二	二	二	二						
緊急自動車の使用者			所在地																			
			職 名																			
			氏 名																			

- 備考 1 「審査合格年月日」及び「審査公安委員会」欄は、運転免許証を再交付したため記載を必要とする場合のみ記載すること。
- 2 「記載申請の理由」、「緊急自動車の種類」及び「免許の種類」欄は該当するものを○で囲むこと。
- 3 記載申請の理由がその他に該当する場合は、( )内にその理由を記載すること。